

平成 28 年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」審査要項（案）

平成 28 年 3 月 日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

「大学の世界展開力強化事業（アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化）A：キャンパス・アジア（CA）事業の推進①②※（以下「タイプA」という。）及びB：ASEAN地域における大学間交流の推進（以下「タイプB」という。）」の審査は、この審査要項に従って行う。

なお、タイプAについては、別途日中韓三カ国による合同審査（日中韓大学間交流・連携推進会議）により最終的な審査が行われる。

※「キャンパス・アジア（CA）事業の推進①②」とは、キャンパス・アジア（CA）パイロットプログラムでの実績をベースにさらに高度化した取組を行うもの（以下「タイプA-①」という。）と、新たにキャンパス・アジア（CA）に取り組むもの（以下「タイプA-②」という。）のことをいう。

1. 審査の基本方針

審査は、大学から申請された、大学の世界展開力強化を目指す交流プログラムの実施に係る事業計画について、教育研究活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性の評価により行う。

なお、タイプBについては、これまで「大学の世界展開力強化事業」「スーパーグローバル大学等事業」の支援を受けていない大学の採択や主たる交流先の相手国のバランスについて配慮する。

2. 審査の方法

（1）審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会」（以下「委員会」という。）の下に、委員会の委員及び専門委員（大学の教員及び専門の事項に関し学識経験のある者）から構成される審査部会を設置する。
- ② 審査部会においては、「書面審査」及び「面接審査」を実施する。ただし、タイプAについては、「書面審査」のみを実施する。
- ③ タイプAについては、書面審査結果を踏まえ、日中韓大学間交流・連携推進会議における協議に資するため、審査部会において順位付け等を行う。タイプBについては、委員会は、審査部会の審査結果を踏まえ、採択候補とする事業計画の決定を行う。

(2) 書面審査の進め方

① 書面審査

- ・審査部会は、大学から提出された「大学の世界展開力強化事業」計画調書について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。
- ・タイプA-①については、書面審査により、計画が本プログラムの目的に則ったものであることを確認する。審査の際には、申請書等の他に、事後評価調書を参考資料として用いる。
- ・タイプA-②については、書面審査により、日中韓大学間交流・連携推進会議の協議に資するための優先順位を付す。
なお、書面審査の進め方の詳細については、審査部会において定めることとする。

② 面接審査対象の選定

- ・審査部会は、タイプBについては申請書等の内容及び書面審査結果を基に、合議により面接審査対象を選定する。(面接審査件数は採択予定件数の1.5～2倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。)
- ・書面審査において下記「3. 審査に当たっての着眼点」の各項目に最も低い評価の項目がある事業計画については、慎重に審査を行うこととする。

(3) 面接審査の進め方

① 面接審査

- ・審査部会は、事業責任者等に対し面接審査を実施する。
なお、面接審査に当たっては、審査部会において実施要領を定めることとする。

② 面接審査結果

- ・審査部会は、書面審査結果及び面接審査評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、優先順位を付した採択候補(案)を決定する。

(4) 採択候補とする事業計画の決定

委員会は、タイプBについては、審査部会からの審査結果を受け、合議により、「1. 審査の基本方針」の観点を考慮に入れた上で採択候補とする事業計画を決定し、文部科学省に推薦する。

3. 審査に当たっての着眼点

本プログラムの選定に当たっては、下記の（１）～（７）の事項に沿って評価を行う。

なお、評価に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、事業の内容と各事項の適合性について評価するものとし、詳細は審査基準において定める。

- （１）交流プログラム（事業計画の中で申請大学が実施しようとする具体的な交流活動）の内容
- （２）質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成
- （３）外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備
- （４）事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及
- （５）達成目標
- （６）大学の世界展開に向けた取組の実績
- （７）事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性

4. 審査関連情報の開示・公開等

（１）委員会等の審議内容等の取扱いについて

委員会の会議、会議資料及び議事要旨は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定した時は、この限りでない。

- ① 審査（人選を含む。）に関する調査審議の場合
- ② その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

なお、専ら審査に関する調査審議を行う審査部会の会議及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

（２）審査結果は、文部科学省へ報告する。なお、採択された事業計画は日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

（３）委員の氏名等の公開について

- ① 委員会の委員の氏名は、委員会の開催の際に公表することとする。
- ② 審査部会の委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名については、採択後に公表することとする。

5. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

申請機関等に直接関係する利害を有する委員等は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請の書面審査及び面接審査を行わない。

また、委員会及び審査部会における当該申請の個別審議に加わることができない。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- 委員等が当該大学に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- 委員等が当該大学の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- その他、委員等が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

なお、上記事例のうち、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合においては、その申し出について委員長（部会においては部会長）が利害関係者に該当するか否かを判断する。

(2) 秘密保持

- 審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- 委員等として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

<審査の手順>

